

★歯科衛生士科を目指す社会人の方へ!!★

専門実践教育訓練給付金制度の対象学科です

専門実践教育訓練

入学金

授業料

実習費

最大 60% 給付

※給付条件・給付年限があります



給付例

I部（昼間部）

1年次 **32万円**

2年次 **32万円**

3年次 **32万円**

+

就職 **48万円**

II部（夜間部）

1年次 **32万円**

2年次 **31万円**

3年次 **31万円**

+

就職 **50万円**

就職時は卒業後1年以内に雇用保険の被保険者となった場合

- ① 初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。（雇用保険の一般被保険者であった方は一般被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であること。）
- ② 以前に教育訓練給付金を受給し、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に10年以上雇用保険被保険資格を有している方。（この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から10年以上経過していない場合は対象となりません。）

※受給条件などの詳細は、住民票所在地のハローワークまでお問い合わせ下さい。

平成26年に歯科衛生士科の
実習室が全リニューアルされました

明るく広々とした実習室で充実した
機材と共に効率よく実習が行われます。
ぜひ一度見学にお越しください。



歯科衛生士科臨床実習室



歯科衛生士科基礎実習室